

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律に係る  
認定制度ロゴマーク使用ガイドライン

環境省

2026.5  
Ver. 1.1

## 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「再資源化事業等高度化法」という。）の認定制度において認定を受けた者に付与されるロゴマーク（以下単に「ロゴマーク」という。）の使用や表示についてのルールを定めたものです。ご使用の前に必ずご一読ください。

## Index

### 1. はじめに P 2 - 3

- ( 1 ) コンセプト
- ( 2 ) 使用目的
- ( 3 ) 使用例

### 2. 使用ルール P 4 - 5

- ( 1 ) 権利の帰属
- ( 2 ) ロゴマークの種類
- ( 3 ) 使用者とその用途
- ( 4 ) 取得方法
- ( 5 ) 使用条件
- ( 6 ) 報告
- ( 7 ) 紛争又は疑義への対応
- ( 8 ) 改訂

### 3. 表示ルール P 6 - 13

- ( 1 ) 目的
- ( 2 ) 表示色と背景の関係
- ( 3 ) 色指定
- ( 4 ) アイソレーション(余白)
- ( 5 ) 最小使用サイズ
- ( 6 ) 使用禁止例
- ( 7 ) 大臣認定番号について

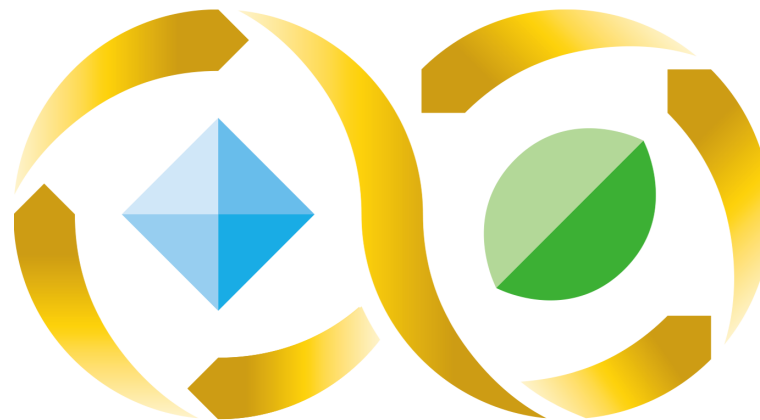
---

## 1. はじめに

---

### (1) コンセプト

左側の図形が廃棄物、右側の図形(葉)が資源を表し、  
再資源化により経済と環境の共生のもと、資源が循環し  
続けていくことを金色の無限大の矢印で表現しました。



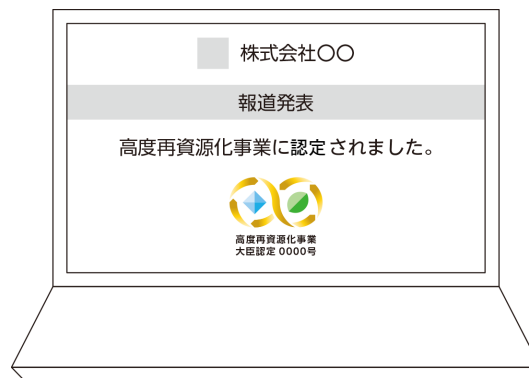
**高度再資源化事業  
大臣認定 0000号**

## 1. はじめに

### (2) 使用目的

再資源化事業等高度化法の認定を受けた者が各種情報発信媒体（WEBサイト、SNS、イベント、講演資料、広報紙等）や名刺に掲載し、ステークホルダーに再資源化事業等高度化法の認定を受けたことを知っていただくきっかけとするため、ご使用ください。

### (3) 使用例



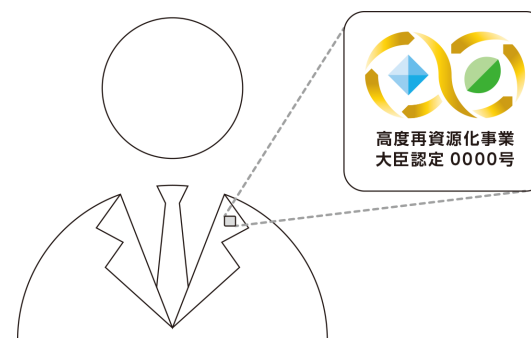
〈WEBサイト〉



〈講演資料〉



〈名刺〉



〈ピンバッジ〉

## 2. 使用ルール

### (1) 権利の帰属

ロゴマークに関する一切の権利は、環境省に帰属し、ロゴマークの使用を希望する者は、本ガイドラインに従う限り、その使用が認められるものとします。

### (2) ロゴマークの種類

ロゴマークは認定を受けた類型ごとの名称「高度再資源化事業」、「高度分離・回収事業」、「再資源化工程の高度化」と認定番号を記載して使用することとします。

・類型1 高度再資源化事業



高度再資源化事業  
大臣認定 0000号

・類型2 高度分離・回収事業



高度分離・回収事業  
大臣認定 0000号

・類型3 再資源化工程の高度化



再資源化工程の高度化  
大臣認定 0000号

### (3) 使用者とその用途

ロゴマークを使用する者(以下単に「使用者」という。)は、再資源化事業等高度化法の認定を受けた「高度再資源化事業」「高度分離・回収事業」「再資源化工程の高度化」に関する取組の紹介、広報等、上記の周知のために必要な範囲でロゴマークを使用できることとします。

・再資源化事業等高度化法の認定主体である環境省及び環境省が必要と判断した団体は、マークのみも含めた全てのデザインを使用できることとします。

### (4) 取得方法

再資源化事業等高度化法の認定制度において認定を受けたうえで環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課に届出を行うことで取得できます。

## 2. 使用ルール

### (5) 使用条件

・使用者は、ロゴマークを無償・無期限で使用できることとします。ただし、再資源化事業等高度化法における認定を受けた者としての地位を喪失した場合、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することはできません。

・使用者は、以下に掲げる用途・用法でロゴマークを使用することはできません。

-別紙「再資源化事業等高度化法の認定に関するロゴマーク使用規程」(以下「使用規程」という。)に反する使用。

-法令や公序良俗に反する使用。

・環境省は、本ガイドライン及び使用規程の内容に反する使用の実態を確認した場合は、その使用者に対し、用途・用法の改善、使用の停止等必要な措置を取ることができることとします。

### (6) 報告

環境省は、必要に応じ、使用者に対して使用状況の報告を求めることができることとし、使用者は、可能な限り、これに協力することとします。

### (7) 紛争又は疑義への対応

・ロゴマークの使用方法及び表現については、十分にご注意ください。ロゴマークの使用に関するクレーム等には、環境省は一切責任を負いかねます。

・使用者は、ロゴマークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等(以下単に「係争等」という。)については、その対応を環境省と協議して決定するものとし、係争等に要した費用(合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。)は、使用者が負担するものとしてします。

・使用者は、ロゴマークの使用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとし、環境省その他の第三者は一切責任を負わないものとしてします。

### (8) 改訂

環境省は、必要に応じ、使用者等に事前の通知なく本ガイドラインを改訂することができることとします。

### 3. 表示ルール

#### (1) 目的

ロゴマークは、正しく再現、使用された場合のみ、その機能を十分に発揮し、望ましいイメージを訴求することができます。色、余白、サイズ等の表示ルールに従い、ロゴマークが明瞭に見えるよう使用してください。

#### (2) 表示色と背景の関係

ロゴマークを明瞭に表示するためには、状況や背景色に応じて表示色を使い分ける必要があります。カラーのロゴマークについては、背景色は原則として白に近い色を推奨します。背景が黒に近い場合は、下記の例を参考に、単色のロゴマークを使用してください。



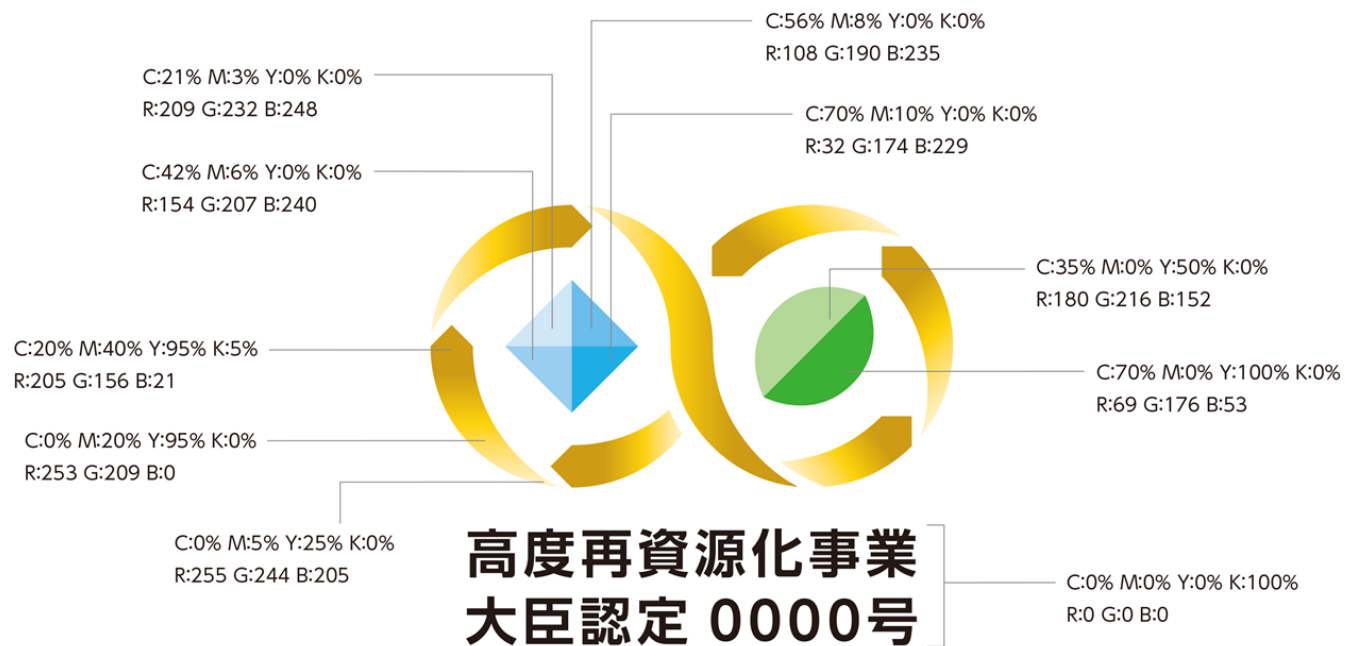
視認性を保てないため禁止



視認性を保てないため禁止

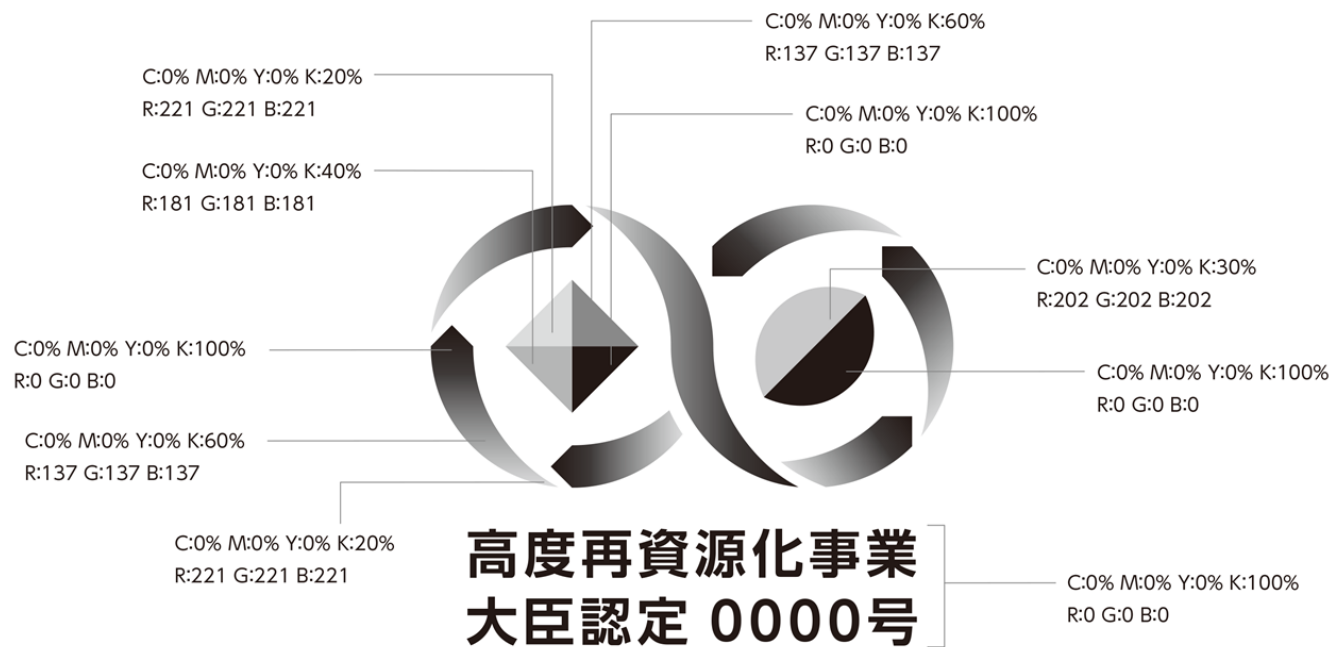
### 3. 表示ルール

#### (3) 色指定 カラー



### 3. 表示ルール

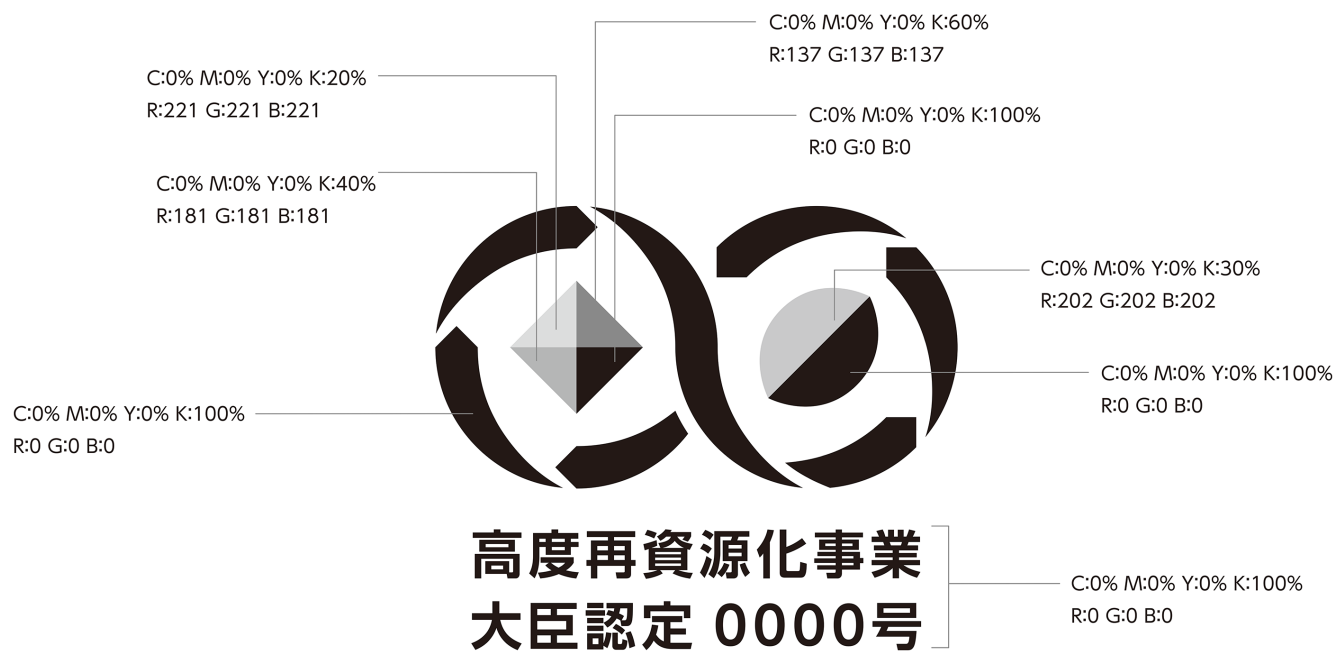
#### (3) 色指定 モノクロ



### 3. 表示ルール

#### (3) 色指定 単色〈黒〉

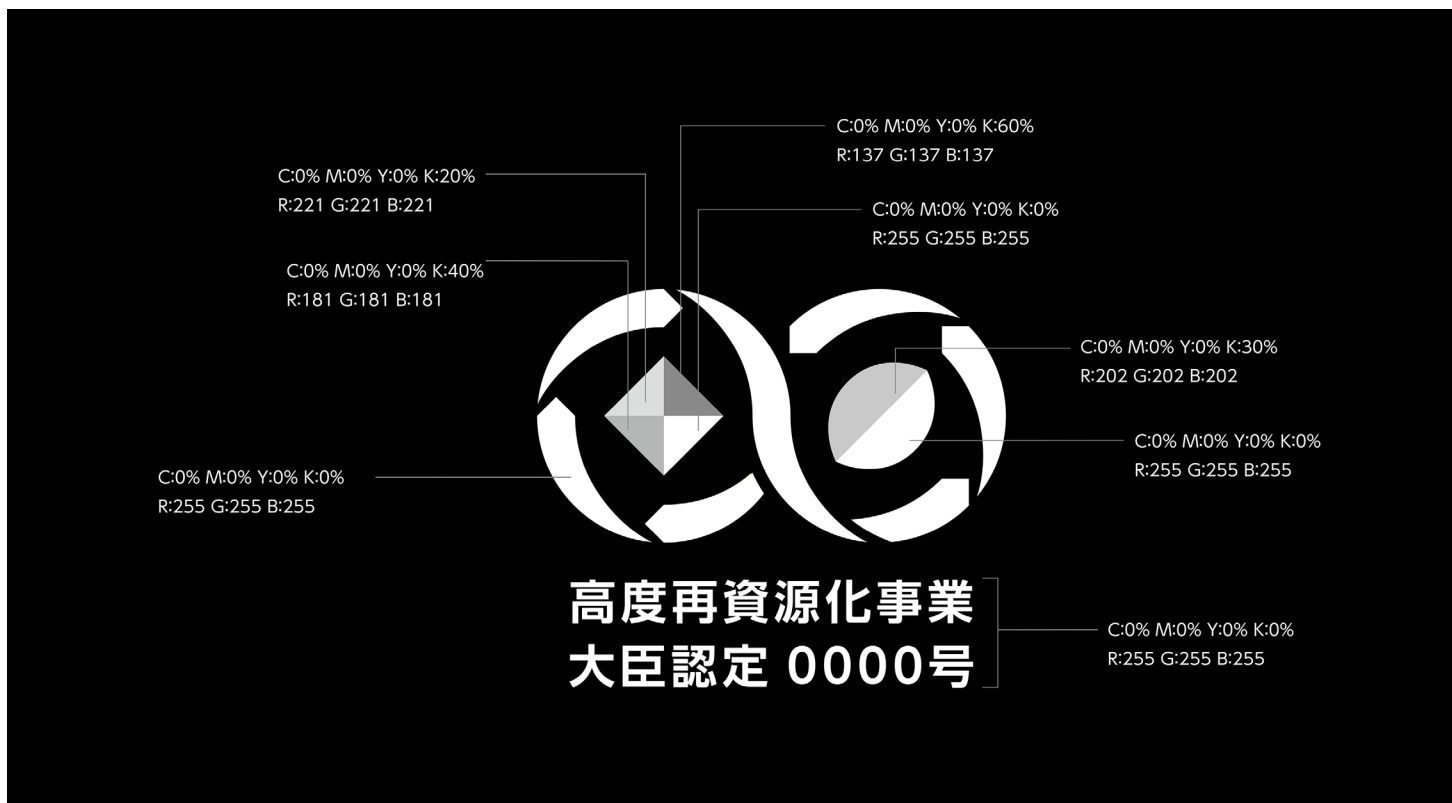
印刷する素材、背景色、印刷環境等の都合により、単色印刷をする必要がある場合は、下記を参考にロゴマークが明瞭に視認できるよう印刷してください。



### 3. 表示ルール

#### (3)色指定 単色〈白〉

印刷する素材、背景色、印刷環境等の都合により、単色印刷をする必要がある場合は、下記を参考にロゴマークが明瞭に視認できるよう印刷してください。



### 3. 表示ルール

#### (4) アイソレーション(余白)

ロゴマークを正しく認識させるためには、他の要素と一定の間隔を確保しなければなりません。使用の際は下図の基準を守り、ロゴマークの独立性を保つように配慮してください。この基準は最小値であり、推奨値ではありません。なお、マーク部分および最下段の文字列より同様の間隔(A以上)を確保してください。



#### (5) 最小使用サイズ

ロゴマークの最小使用サイズは、

- ・印刷媒体: 左右12mm、
  - ・デジタル媒体: 左右120px
- とします。



印刷媒体: 左右12mm

デジタル媒体: 左右120px

### 3. 表示ルール

#### (6) 使用禁止例

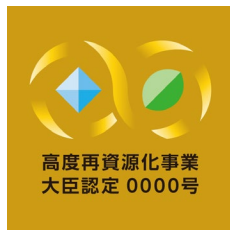
表現を誤ると、ロゴマークはその個性やインパクトが弱まるうえ、見る人に誤ったイメージを伝えてしまうことで価値を損ないます。

以下に示す禁止例を参考に、適切に使用してください。

✕ ログマーク構成要素の位置を変更すること。



✕ 視認性を妨げる背景上に表示すること。



✕ ログマークの書体を変更すること。



✕ 縁取りを付けて表現すること。



✕ ログマークに他の要素を加えること。



✕ ログマークの比率を変更すること。



✕ ログマークの配色を変更すること。



✕ 影を付けて表現すること。



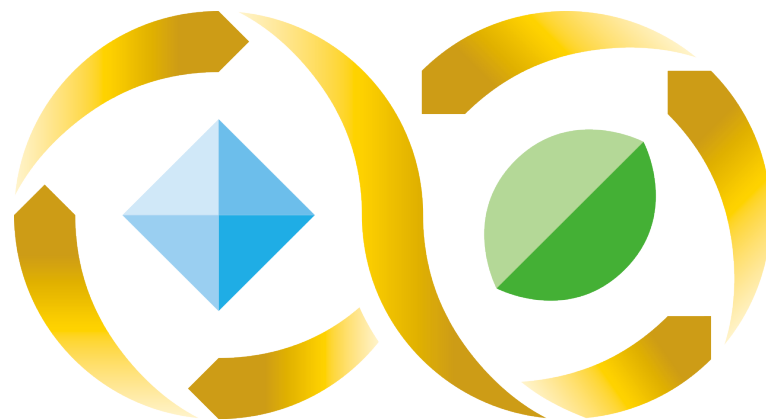
✕ ログマークを傾けて表現すること。



### 3. 表示ルール

#### (7) 大臣認定番号について

番号は、認定証に記載されている番号を4桁とし(例.1号⇒0001号)記載してください。書体は提供されたデータに既に入力されている書体(ppt形式:MSPゴシック、ai形式:UD新ゴNTPro)を使用し、位置は右図のとおり配置してください。



高度再資源化事業  
大臣認定0000号

Diagram showing the layout of the text "高度再資源化事業" and "大臣認定0000号". The text is centered and aligned to the right. The height of the text is indicated by a vertical double-headed arrow labeled "B". The width of the text is indicated by two horizontal double-headed arrows, each labeled "B".

### 3. 表示ルール

#### (8) 運搬車両・船舶への表示について

再資源化事業等高度化法第11条第1項、第16条第1項又は第20条第1項の認定を受けた計画に記載された運搬車両・船舶にロゴマークを表示する場合は、大臣認定番号を除いたマークのみの表示も可能性です。マークのみを表示する場合、使用サイズを右図のとおりとし、1か所以上に表示してください。また、運搬車両・船舶には、運搬を行う者の名称も記載してください(マークと併記する必要はありません)。

